

南海トラフ地震に備える事業について

■申込・問い合わせ 総務課 電話 893-1113 吾北総合支所住民福祉課 電話 867-2300 本川総合支所住民福祉課 電話 869-2112

阪神・淡路大震災では、死亡やケガの原因の約8割が家具などの転倒落下や家屋の倒壊によるものでした。町では、南海トラフ地震に備え、地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、次の事業を実施しています。

1 木造住宅耐震診断

1 対象となる住宅	町内に所在し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（一戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含み、主たる生活の場となる建物）
2 対象とならない住宅	特殊構造・特殊構法のもの（プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨などを含む混構造の住宅）
3 補助対象者	町内に居住し、対象となる住宅の所有者でいの町税を滞納していない者
4 診断方法	申込者の住宅へ診断士が訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口（開口部）から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。
5 診断費用	個人負担金として1棟 3,000円
6 申込期間	申込件数が定数に達するまで、随時受け付けします。
7 注意事項	①耐震診断のため派遣する診断士は、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。 ②耐震診断は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務付けるものではありません。 ③耐震診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

2 木造住宅耐震設計・改修

町では、7月から耐震改修設計・耐震改修工事代金について、設計事務所や工業者が申請者から委任を受け、補助金を町から直接受け取る「代理受領制度」を整備しています。詳細はお問い合わせください。

1 要件	①町が実施した木造住宅耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの ②耐震改修工事後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③「高知県木造住宅耐震診断士」として高知県に登録されている事業者が、耐震改修設計については登録設計事務所が実施し、耐震改修については登録工務店が実施するもの ④本年度中に事業が完了するもの
2 補助金額	○耐震改修設計費・・・設計費用の3分の2最高20万円、○耐震改修工事費・・・最高90万円

3 非木造住宅の耐震診断・設計・改修

この補助金は、非木造住宅の耐震診断・改修を行った、町内在住の方に対する補助金です。

耐震診断を実施したことに対して3万円、耐震設計に20万円、耐震改修工事に90万円を上限に補助があります。着手前に申請が必要となります。詳細はお問い合わせください。

4 ブロック塀の耐震対策補助

町では、南海トラフ地震に備え、ブロック塀の倒壊被害（倒壊したブロックの下敷きになる・避難や消火活動の阻害など）の防止、又は軽減することを目指すために、ブロック塀等対策推進補助事業を実施しています。

1 補助対象者	①ブロック塀を所有する者（所有者と親子関係にある者など町長が認めた者を含む。） ②いの町税などを滞納していない者
2 補助の対象となるブロック塀など	道路、通路に面したコンクリートブロック塀などのうち、点検表に一つでも不適合があるものが補助の対象となります。鉄筋が入っているかそうでないかで使用する点検表が異なります。なお、建築基準法第42条第2項に規定する道路の中心から2メートル以内にあるブロック塀は、前面道路の中心線から2メートル後退して改修してください。
3 補助対象経費	補助対象のコンクリートブロック塀を、登録工務店又は建設業者に依頼して、撤去又は倒壊時の被害が少ないフェンスや生け垣への改修を行うための経費が、補助の対象となります。
4 補助金額	定額（補助限度額）20万円、補助対象経費が20万円に満たない場合は、その額となります。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。